

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：32643

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2023

課題番号：21K20096

研究課題名（和文）国際組織のアカウントビリティー問題に対する信義誠実原則の適用可能性

研究課題名（英文）Applying the principle of good faith to question on accountability of international organizations

研究代表者

中村 江里加（Nakamura, Erika）

帝京大学・法学部・助教

研究者番号：70907568

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 800,000円

研究成果の概要（和文）：国際組織の活動の中には、国連平和維持部隊を原因としたにハイチでのコレラ蔓延の例のように、個人に影響を与えるものがあることが問題となってきた。これに対して、国際組織の責任を認定することが難しいという問題が国際法学でも課題だと考えられてきた。そこで、本研究では、法的責任の基礎や、政治的責任を実現する法制度の基礎として、信義誠実原則に依拠することができることを明らかにした。法的関係に対する信頼を確保することは、法を機能させるために必要な基本的要素であり、国際組織に関する法的関係においても例外ではない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、国際組織の活動が個人に影響を与えていても、国際組織の法的責任が曖昧であるという問題に対して、法的解決のアプローチの一つとして、信義誠実原則に基づき国際組織の基本文書である設立文書を解釈することを示した。この解決方法の利点は、類似の問題に対して広く一般的に適用可能であるという点である。国際組織の活動が個人に影響を与えている事例に対して、一般的には、国際組織が国際法上の責任を負わない、または、その責任を追及する手段がないと考えられている。これに対して、本研究では、同原則が問題解決の手段の一つとなりうることに光を当てたという意義がある。

研究成果の概要（英文）：Some activities of international organizations have been problematic because they affect individuals, such as the cholera epidemic in Haiti caused by UN peacekeeping forces. Nevertheless, it is widely viewed that international law does not provide much means to recognize the responsibility of international organizations in such case. This study has clarified that the principle of good faith can be the basis of their legal responsibility and the basis of legal mechanisms that ensure their political responsibility. Ensuring trust in legal relationships is a fundamental element necessary for the functioning of law, and legal relationships including international organizations are no exception.

研究分野：国際法

キーワード：アカウントビリティー 信義誠実原則 人権 協力義務 法的利益 国際組織の設立文書 国際組織法

1. 研究開始当初の背景

国際組織の活動が個人に対して影響を及ぼしているのにもかかわらず、国際組織の活動を規律する実効的な法規範が存在しないという課題（本研究では国際組織のアカウンタビリティの問題と呼んだ）に対して、先行研究では、(1)国際組織が負うべき法的責任や説明責任に関する規則・原則、制定すべき組織の内部法規則の立法案や新しい法解釈を提唱することや（ILA [2004], Sweetser [2008]）、(2)国際組織の法的責任を認定するために国家権力に関する国内法理論を類推して新しい国際法理論を構築しようとする試み（Kingsbury, Krisch and Stewart [2005], Von Bogdandy et al. [2010], Benvenisti [2013]）などが行われてきた。

2. 研究の目的

本研究は、国際組織の設立文書を信義誠実原則に基づき解釈することによって国際組織のアカウンタビリティ問題に対する法的解決を示すことを目的とした。本研究では、同問題について、適用する既存の法がないために関係する個人の人権が保障されない場合には、(1)国際組織の設立文書を信義誠実原則に基づき解釈することによって国際組織の義務違反を認定できるか、さらに、(2)その設立文書の法解釈に基づき国際組織において「あるべき法」の立法を促す方法について検討を行った。

3. 研究の方法

(1) 主に国際司法裁判所（ICJ）の裁判例や勧告的意見の検討を通して、国際組織の設立文書に関する法解釈において重視されてきた法的利益（以下、法益という）を明らかにし、信義誠実原則が保護する法益と比較し、国際組織法における信義誠実原則の適用の態様について分析を行った。

(2) 国際組織における法の立法から適用・実施までの一連の法の実現過程において、信義誠実原則を適用することによって、いかなる手段によって、国際組織のアカウンタビリティを高めることができるのか解明した。具体的な研究方法として、学術書や国際組織による報告書等の文献研究に加え、研究者や実務家に対するインタビュー、研究者や実務家を交えたシンポジウムの開催によって、様々な国際組織の活動例とそこにおける法の実現過程について検討を行い、また、意見交換を行った。

4. 研究成果

国際組織の活動によって影響を受けた個人に対する、国際組織の法的責任の基礎や、政治的責任を実現する法制度の基礎として、信義誠実原則に依拠することができることが明らかになった。法的関係に対する信頼を確保することは、あらゆる法秩序において法を機能させるために必要な基本的要素である。信義誠実原則の観点からは、影響を受ける個人に対するアカウンタビリティを果たすことは、国際組織の目的実現、国際組織と当該個人の国籍国との間の信頼、国際組織が人権に配慮した活動を行うという期待に対する加盟国の信頼といった法益を保護することに關わる。

本研究は、信義誠実原則に依拠した設立文書の解釈を、国際組織のアカウンタビリティ問題に対して広く一般的に適用可能な法的解決のアプローチの一つとして示した。つまり、同問題に対して適用可能な実定法上の原則を示したという学術的意義がある。国際組織の活動が個人に影響を与えている事例に対して、国際組織は国際法上の責任を負わない、または、その責任を追及する一般的な法的手段はないと考えられている。これに対して、本研究では理論上は信義誠実原則に基づく国際法上の責任を認定しうること、また、責任を追及する手段がないこと自体を違法と認定しうることを示し、同原則が問題解決の手段の一つとなりうることに光を当てた。すなわち、本研究の社会的意義として、国際組織の活動に關わる、加盟国、職員、影響を受ける個人などの関係者による問題解決に向けた議論、主張、政策を支える法的根拠の一つを示すことができた。

研究の過程で得られた個々の具体的な研究成果については、以下のとおりである。

(1) 2022年度の学会報告の一つでは、本研究の下で検討していた国際組織の設立文書の目的論的解釈について報告し、他の討論者から指摘を受け、同解釈が有する政治的影響（国際組織の法的責任を認定する場合に生じる副作用、または、国際組織の独立性への影響）への配慮を考慮に入れた、よりバランスの取れた議論を展開する視座を得ることができた。また、同年に参加した別の学会報告では、信義誠実原則と協力義務の基礎となっている法益の検討について報告を

行った。

(2) 法益の検討に関する研究成果については、協力義務を主題とした論文にまとめ、2022 年度中に脱稿し、現時点では二重査読の手續における第 2 回目の査読の最中である。協力義務の内容について法的利益の観点から分析した同論文には学術的新規性があり、実際に、同論文の概要を読んだ編集者から寄稿依頼があった。また、同論文の執筆に先立って 2022 年度に参加した「国際法における義務の概念」を主題とした国際会議では、国際義務に関する理論的検討に対する学術的関心が高いことが確認され、同論文もそのような関心に沿った研究として重要性があるといえる。

(3) 2022 年度には、関連する先行研究の著者やその分野の専門家である 6 名の海外の研究者にオンラインでインタビューを行った。著書の背景や著者の見解について、直接照会することができただけでなく、本研究に対する助言を多く得ることができた。インタビューを行った際には、本研究で当初予定していた討論会について各研究者に打診し、多くの支持を得ることができた。多くの研究者から協力を得られる見込みが立ったことから、当初の予定よりも規模を拡大させ、国際シンポジウムを開催することを決定し、本研究の研究期間を 1 年延長することとした。

(4) 2023 年度に開催した国際シンポジウムでは、本研究の一環として 2022 年度にインタビューを行った海外の研究者のうちの 4 名に報告を依頼し、さらに、ニューヨーク大学の Kingsbury 教授をはじめとする国内外の優れた研究者 9 名に報告者やパネルの議長として参加していただくことができた。本研究に関連するテーマや各報告者の研究テーマについて直接議論が交わされ、特に、シンポジウム全体を通して国際組織のアカウントビリティーに対する研究アプローチについて様々な意見が示され、議論の展開があった。シンポジウムは対面だけでなくオンラインでも参加可能であったため、国内外から多くの聴衆が参加した。本シンポジウムでは、東北大学国際法政策研究所が主催団体として実施計画に加わり、ご支援をいただいた。さらに、複数名からなる実施委員会の間で協議を重ねて準備を行ったことによって、優れた研究者が大勢一同に会して国際組織法の分野の最新の研究について議論した、大規模かつ学術的なレベルの高いシンポジウムを実現することができた。

(5) 上記シンポジウムでは、自身も報告の機会を得て、本研究の要点や趣旨を発表し、複数の研究者との質疑応答でのやり取りを通して、本研究に対する批評や助言を得ることができた。報告の機会から、本研究に対する一般的な反応として、国際組織法における信義誠実原則の適用といったときの同原則の法源は何か、組織のアカウントビリティーを促進する規範の根拠として同原則を適用する主体は誰か、本研究の文脈における同原則の規範としての役割について関心が寄せられることが明らかになった。本研究の成果を論文として執筆する際には、これらの点に留意し、論文の冒頭または脚注に明瞭な説明を加えるなどの方法によって反映させることが考えられる。

(6) 上記シンポジウムの成果として、論文集を発表する計画が現在進行している。報告者の論文、および、関連する国際組織法の分野の論文をまとめた論文集を発表することによって、今後の国際共同研究の足掛かりとしたいと考えている。

参考文献 : International Law Association (ILA) [2004], *The Final Report on Accountability of International Organisations*; Sweetser, C. [2008], 'Providing effective remedies to victims of abuse by peacekeeping personnel'; Kingsbury, B., N. Krisch and R. B. Stewart [2005], 'The Emergence of Global Administrative Law'; Von Bogdandy, A. et al. (eds.) [2010] *The Exercise of Public Authority by International Institutions*; Benvenisti E. [2013], 'The Law of Global Governance'.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Erika Nakamura	4. 巻 -
2. 論文標題 Prosecutors v Managing Director and Corporate Advisor of Homepage System, Inc, Final decision, 2018 (A) 1381, Keishu Vol 75, No 2; ILDC 3319 (JP 2021), 1 February 2021	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Oxford Reports on International Law in Domestic Courts	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件／うち国際学会 3件）

1. 発表者名 Erika Nakamura
2. 発表標題 Teleological Interpretation of Constituent Instruments in the Time of Accountability of International Organizations
3. 学会等名 International Society of Public Law (ICONs), Annual Conference, 3 July 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Erika Nakamura
2. 発表標題 The Application of the Obligation to Cooperate in Asia: The Nature of Legal Interests Shaping the Obligations
3. 学会等名 Asian Society of International Law, Regional Conference, 30 July 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中村江里加
2. 発表標題 国際組織のアカウントビリティー問題：問題の所在、近時の国際法学の対応
3. 学会等名 帝京法学会研究会、2022年12月5日
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Erika Nakamura
2. 発表標題 The Application of Good Faith Principles for Ensuring the Accountability of International Organizations
3. 学会等名 Symposium: Accountability and Power in the Law of International Organizations (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 渡邊頼純【監修】、外務省経済連携協定研究会【編著】（秋田裕子、石田麻有佳、岩崎陽介、宇川優、川島大樹、工藤博、小山隆史、榎原基樹、佐々川華奈、鈴江文子、高橋亜紗美、武田幸子、津田英章、中秋真太郎、中原尚子、中村江里加、疋田剛史、星野久美）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本経済評論社	5. 総ページ数 380
3. 書名 詳解 経済連携協定	

〔産業財産権〕

〔その他〕

上記の研究成果（オンライン上の裁判例評釈集）のウェブページ https://opil.oup.com/page/212 シンポジウムのプログラム https://lawofinternationalorganizations.wordpress.com/wp-content/uploads/2023/09/20230926_program-accountability-and-power.pdf

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 Symposium: Accountability and Power in the Law of International Organizations	開催年 2023年～2023年
---	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
フィンランド	Erik Castren Institute	University of Helsinki		
オーストリア	Institute for European Law	University of Graz		
スイス	University of Geneva			
イタリア	University of Bocconi			
米国	New York University			
フィンランド	Abo Akademi University			